

横須賀市 PPP／PFI 手法の導入に関する優先的検討方針

平成29年4月1日

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP／PFI手法を取り入れていくことが必要である。

今後、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP／PFI手法の導入が適切かどうかを、従来型手法に優先して検討することとし、本方針に基づき、全庁的な取組を進めることとする。

1 優先的検討の対象事業

(1) 対象事業

次のア及びイの両方を満たすものとする。

ア 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

(ア) 建築物又はプラントの整備・運営に関する事業

(イ) 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

イ 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

(ア) 施設建設費（設計・建設）が10億円以上

(イ) 単年度の運営費が1億円以上

なお、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP／PFI手法について検討を行うことができるものとする。

(2) 対象事業の例外

上記基準に関わらず、以下の事業については、検討の対象から除くものとする。

ア 既にPPP／PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

イ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

ウ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

エ 既に公共施設等の整備等を行う手法が決定している公共施設整備事業

2 優先的検討の方法

PPP/PFI手法の導入の検討に当たっては、以下の流れで実施する。

(1) 検討の開始時期

公共施設等の整備・運営の方針を検討する時期等、以下の場合に優先的検討を行うものとする。

- ア 公共施設等の基本構想、基本計画等を策定するとき
- イ 公共施設等の運営等の見直しを行うとき
- ウ 市有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき
- エ 公共施設等の集約化又は複合化等を検討するとき

(2) 事業担当部局から総務部への協議

事業担当部局がPPP/PFI手法の導入を検討する場合には、総務部（行政管理課行政改革推進係）に協議する。

なお、事業の緊急性（スケジュールの観点）、事業の特性（市の適切かつ積極的関与の必要性）などから、PPP/PFI手法の導入が困難な場合には、従来型手法を選択するものとする。

(3) 採用手法の選択

対象事業について、次の（4）簡易な検討又は（5）詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、「最も適切なPPP/PFI手法」（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

なお、当該事業と類似の事例に照らし、指定管理者制度等の導入が適切と認められる場合においては、簡易な検討及び詳細な検討を経ることなく、当該手法の導入を決定することができるものとする。

(4) 簡易な検討

対象事業について、以下のとおり庁内での評価を行い、採用手法の導入について検討を行う。

ア 費用総額の比較等

別紙の「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で次に掲げる費用総額を比較する。費用総額その他市民サービスへの影響や業務の効率化における効果等を総合的に判断し、採用手法の導入の適否を決定するものとする。

なお、複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を

算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (ア) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (イ) 公共施設等の運営等の費用
- (ウ) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (エ) 調査に要する費用
- (オ) 資金調達に要する費用
- (カ) 利用料金収入

イ その他の手法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難な場合は、アにかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を判断することができるものとする。

- (ア) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (イ) 類似事例の調査を踏まえた評価

(5) 詳細な検討

簡易な検討において、採用手法の導入が適すると評価した事業を対象として、詳細な検討を行い、改めて採用手法導入の適否を判断するものとする。

詳細な検討においては、専門的な外部アドバイザーを活用するなどにより、詳細な費用等を算出し、次に掲げる項目その他市民サービスへの影響や業務の効率化における効果等を総合的に判断し、採用手法の導入の適否を決定するものとする。

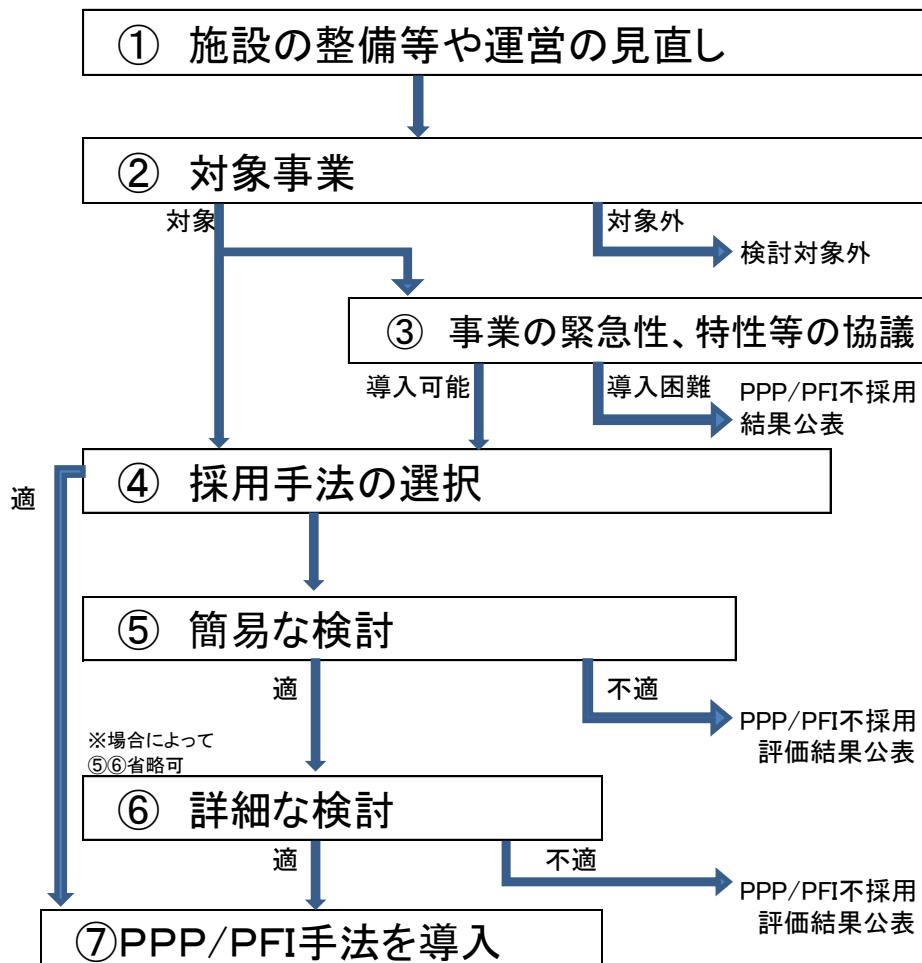
- ア 従来型手法及び採用手法の長所・短所の整理、短所の解決策の検討
- イ 採用手法を導入する場合の民間事業者に委託する業務の範囲、要求水準の検討
- ウ リスク分担の検討
- エ 従来型手法及び採用手法を導入した場合それぞれの費用総額の算出及び比較
- オ 採用手法に「公共施設等運営権方式等」の既存公共施設等に用いられる手法が含まれている場合は、
 - (ア) 当該事業の長期契約への適否の検討
 - (イ) 既存公共施設等の状態にかかわるリスク分担の検討
- カ 採用手法に設計、建設及び運営等を一括して委託する手法が含まれる場合にあっては、当該事業の長期契約への適否の検討

3 検討結果の公表

簡易な検討又は詳細な検討等でPPP/PFI手法の導入に適しないと判断した場合は、導入しないこととした旨及び評価内容をインターネット上で公開するものとする。

また、PFI手法を導入することとした場合、速やかに実施方針の策定及び公表を行うものとする。

(図1) 検討のフロー



(別紙)

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書 (簡易な検討)

	従来型手法 (市が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP/PFI手法)
整備等 (運営等 を除く。) 費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計 (現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		